

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 地域福祉フォーラム設置支援事業募集要項

令和2年3月
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
千葉県地域福祉フォーラム事務局

1 事業の趣旨

(1) 話し合いの場・協働の場の必要性

千葉県は、互いに支え合い安心して暮らせる地域社会の構築を目指して、「第三次千葉県地域福祉支援計画」（平成27年度～令和2年度までの6年計画）を策定しています。この目的の実現には、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、支え合い、助け合うことが重要です。

そのためには、地域住民（当事者）、自治会・町内会、子ども会、市町村（地区・支部・支会）社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療福祉分野の従事者、里親、医療機関、農協、生協、郵便局、商店街、学校、消防団、株式会社など、様々な分野の方々が従来の枠組みを超えて参加し、地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく話し合いの場・協働の場が必要です。

現在、国においては、地域共生社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築するよう求めており、平成29年6月には社会福祉法が改正されたところです。また、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援制度、地域包括ケアの推進など、新たな福祉施策が展開されていることに加え、地域社会への貢献を主とする社会福祉法人制度改革が進められるなど、社会福祉施策は大きな変革期を迎えています。

こうした新しい制度を通じて、地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めていくには、そのあり方を考える話し合いの場・協働の場である地域福祉フォーラムの設置・活用がひとつのきっかけとなると考えます。

(2) 千葉県地域ぐるみ福祉振興基金による助成

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金は、基金の目的である「自主的な民間福祉活動の促進・充実」を実現するため、市町村圏域及び小中学校区等における話し合いの場・協働の場の一つである「地域福祉フォーラム」の設置を支援しています。

この基金は、小学校区・中学校区等を単位とする「小域地域福祉フォーラム」と、市町村区域を単位とする「基本地域福祉フォーラム」の設置促進を図るため、小域又は基本地域福祉フォーラムの設置及び設置にかかる運営・活動経費を助成します。

ぜひ地域福祉フォーラムを作り、また活用して、誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげるためにこの基金をご活用ください。

(3) 地域福祉フォーラムは組織化などの形式的条件は不要

地域福祉フォーラムは、地域福祉を推進する社会福祉協議会やNPO等の団体がその事務局を担い、地域で幅広く参加者を募って設置する「地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場（話し合いの場、協働の場）」です。なお、そのあり方は、地域の実情に合わせた形態で結構です。「地域福祉フォーラム」として、法人組織のような形式的条件は必要ありません。

（４）地域福祉フォーラムが目指すもの

- 私たちの生活に密接な分野において地域住民一人ひとりが主役となった「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を目指す。
- 福祉分野のみならず、福祉分野以外の方々も参加・連携して新しい取組みが活発に行われる地域社会の実現と、そのためのシステムづくりを目指す。
- ソフトとしての地域福祉と、住宅や道路などのハードが一体化し、福祉、就労、農業、環境、観光など様々な分野が融合し、活性化した地域社会を目指す。

（５）小域・基本地域福祉フォーラムを通じて想定される活動※

※下記は全て例示であり、各地域の実情に応じたあり方が期待されます。

- （１）地域における課題や住民ニーズの明確化
- （２）地域課題の解決や住民ニーズの充足に向けた方策の検討
- （３）地域福祉活動計画の策定（市町村単位・地区別）
- （４）地域資源を活用した自主的な取り組みの検討

＜地域での取り組み例＞

- ・見守りネットワークの構築
- ・地域住民の自助、共助ネットワークの構築
- ・防災、防犯ネットワークの構築
- ・認知症高齢者、障害者、児童の権利擁護活動
- ・地域での子育て支援、子どもの見守り活動
- ・商店街の活性化（地域通貨の発行など含む）
- ・福祉教育の推進
- ・制度内、制度外サービス事業者の立上げ支援
- ・ボランティア、市民活動への参加促進
- ・サロン等、誰もが気軽に立ち寄れる場所の整備 等

- （５）地域意見を集約し、行政やより広域の地域福祉フォーラム等への提案、提言

２ 応募できる団体・グループ等

次の基準をすべて満たす団体等とします。

- ① 当該圏域内に拠点を有し、域内を中心に活動することを目指していること
- ② 事業の連絡責任者が特定できること
- ③ 事業の成果報告ができること
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体が参画していないこと
- ⑦ 市町村、各圏域の地域福祉フォーラム（小域地域福祉フォーラムにおいては、基本・県域、基本地域福祉フォーラムにおいては、小域・県域）と協力して地域福祉・地域づくりを推進する意思を有していること
- ⑧ 福祉分野に限らず就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の方々に構成又は構成を目指し、組織運営、事業活動方針等について、住民の声をできるだけ反映させるよう努める等、地域に開かれた組織とする意思を有していること
- ⑨ 継続して活動する意思を有していること

- ⑩ 域内に他の地域福祉フォーラムがすでに設置されていないこと

3 対象となる事業

この事業では、「小域又は基本地域福祉フォーラムの設置」及び「設置にかかる運営・活動経費」を助成対象とします。

【例】①会議（フォーラム、住民座談会、タウンミーティング、懇話会、シンポジウム等）の開催

②フォーラム構成員、市町村等との連絡調整

③活動拠点となる事務所の設置及び維持管理

④フォーラムを通じて実施される具体的活動・取り組み

ただし、示した事業は例示であり、本事業の趣旨、目的に合致した事業であれば対象とします。

なお、小域地域福祉フォーラムが開催する会議等については、構成員間の連絡調整・打ち合わせ等を除き、市町村広報誌・チラシ・回覧板等を活用して地域住民の参加を募るものとし、住民の声の吸い上げに努めることが前提となります。

4 対象となる経費・期間

（１）対象経費

- ・ 3 の事業の実施に直接要する経費
- ・ 活動費及び事務費（会議費、旅費、諸謝金、需用費、役務費、賃借料、備品購入費等）

（２）対象期間

事業開始の日が属する年度を含め、原則 3 年度間に実施する事業の経費を対象とします。ただし、地区の希望に応じて 2 ～ 5 年度の範囲内で期間を設定できることとします。なお、助成金の申請、精算は年度ごとに行います。

※ 助成決定前に発生した経費は原則助成対象外です。ただし、事業開始 2 年度目以降についてはこの限りではありません。

5 助成金額・助成団体数

（１）助成限度額： 1 地区当たり総額 6 0 万円以内

※ 各年度の助成額は一律 2 0 万円とせず、地区の事業計画に基づき助成限度額の範囲内で助成可能とします。

（２）助成団体数：小域地域福祉フォーラム： 6 0 0 団体（予定）

基本地域福祉フォーラム： 5 4 団体（予定）

※ 団体数は全体計画であり、既に助成を受けた団体は再度の助成は受けられません。

6 応募期間・応募方法

(1) 応募期間

令和2年度の応募受付期間は、令和2年3月19日(木)から11月30日(月)(消印有効)までとします。

(2) 応募方法

郵送、持参(ファクス、Eメールでの応募は受けません。)

(3) 提出部数

1部(市町村に提出する書類を除く)

※ 提出いただいた応募書類はお返ししません。必ずコピーを取ってください。

ア 地域福祉フォーラム設置支援事業助成金交付申請書(第1-4号様式)

イ 資金・事業計画書(別紙7)

ウ 団体に関する調書(別紙8)

エ 当該団体が所在する市町村長の意見書(別紙9-1)

オ 定款、寄付行為又は規約、役員名簿(写し、書式自由)

カ その他応募事業を理解するために参考となる資料(団体の会報、パンフレット等)

※ 市町村長が意見書を交付する上で上記ア～カ及びそれ以外に必要と認める書類については市町村へ提出の上、意見書を交付してもらうこととします。

なお、申請に際しては、活動圏域の設定等について市町村担当課と事前相談等調整を充分行うこととします。

(4) 提出先

小域地域福祉フォーラムの申請を行う場合、管轄する市町村社会福祉協議会(千葉市は各区社協事務所)へ提出してください。

市町村社会福祉協議会は千葉県地域福祉フォーラム事務局(千葉県社会福祉協議会)へ提出してください。

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県地域福祉フォーラム事務局あて

(5) 募集要項(応募用紙)

応募用紙のデータが必要な方は下記URL、QRコードからダウンロードできます。

千葉県社会福祉協議会ホームページ

(<http://www.chibakenshakyo.com/>)

トップページ左上『県民の皆様へ 地域福祉・各種相談』⇒『地域福祉』

⇒『地域福祉情報 ～地域福祉フォーラムなど～』



QRコード

7 審査期間・審査基準

(1) 審査期間

毎月末締めとし(消印有効)、原則として、1ヶ月を目途に交付の可否を決定します。

交付決定されたら、「地域福祉フォーラム設置支援事業助成金交付決定通知(第2-4号様式)」により通知します。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の視点を踏まえ総合的に判断します。

組 織	実効性等	幅広い組織・団体等の参加が見込まれるか
		継続して活動できる見込みはあるか
事 業	現 実 性	市町村の行政施策に連動性があるか
		千葉県地域福祉支援計画の理念に沿ったものか
		実行可能な計画等で立案されているのか

8 助成金の交付

助成金の交付は概算払いとし、交付が決定した団体からの請求「地域福祉フォーラム設置支援事業概算払請求書(第7-4号様式)」により、銀行振込により交付します。

- (1) 2年目以降は、前年度の実績報告書及び当該年度の助成金交付申請書の提出に基づき審査・交付することとなります。
- (2) 助成事業年度終了後、事業について評価を行い、助成の継続等を検討することがあります。
- (3) 助成金の交付を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を助成事業年度終了後5年間保管していただきます。
- (4) 千葉県地域福祉フォーラム事務局は、必要に応じて事業実施状況の説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿及び証拠書類、その他関係書類を閲覧し、調査します。

9 実績報告書の提出

対象となる活動が終了してから20日以内、若しくは事業次年度の4月20日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。なお、助成金の交付期間が3年度の場合は3度、5年度の場合は5度提出することになります。

(1) 提出部数：1部

- ア 地域福祉フォーラム設置支援事業助成金実績報告書（第4-4号様式）
- イ 収入支出決算（見込）書抄本（任意様式）
- ウ 事業実績書（別紙5）

(2) 提 出 先

小域地域福祉フォーラムは、管轄する市町村社会福祉協議会（千葉市は各区社協事務所）へ提出（経由）し、これを受けて市町村社会福祉協議会は千葉県地域福祉フォーラム事務局へ提出してください。

基本地域福祉フォーラム（市町村社会福祉協議会）は千葉県地域福祉フォーラム事務局（千葉県社会福祉協議会）へ提出してください。

1 0 事業の変更・中止・廃止

事業の内容を変更、中止、廃止する場合は、「地域福祉フォーラム設置支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第3－4号様式）」により申請してください。

1 1 助成金の返還義務

次の場合にはこれを公表し、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- （2）助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。
- （3）対象活動を中止したり、縮小したり、完了できないとき。

<問合わせ先>

○千葉県地域福祉フォーラム

事務局：社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4－3 千葉県社会福祉センター

TEL 043-245-1102 FAX 043-244-5201

メール info@chibakenshakyo.com